

インボイス制度導入により事業環境変化の影響を受ける個人事業主が対象

# インボイス制度の実務対策セミナー

令和5年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**が始まります。

当制度が始まることにより、適格請求書発行事業者の登録手続きや、請求書・領収書に必要事項を記載する等の対応が必要となり、登録を希望する場合、令和5年3月末までに登録申請を行わなければなりません。仕入先や発注先が免税事業者の場合は、仕入控除ができなくなるなど、課税事業者の方だけでなく、**免税事業者を含む全ての事業者の方に影響があります**。そのため、自社と関連している事業所全部が関連してくる制度です。制度が始まっても困らないために実務対策の準備を進めましょう。

開催日時 **11月2日(水)**

説明会**14:00~15:00** 個別相談会**15:00~**(1社15分程度)

対象者 **個人事業主(会員・非会員問わず)**

場所 **バイサイドプラザ若松 4階会議室**  
(北九州市若松区本町3丁目11-1 ※サンリブ若松本館4階)

受講料 **無料**

定員 **20名** ※定員になり次第締め切りさせていただきます。

講師 **若松税務相談所 所長 仁部 義宏氏**

申込方法 **下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。**

問合せ先 **北九州商工会議所 若松サービスセンター(TEL:093-761-2021)**



## 「インボイス制度の実務対策セミナー」申込書

北九州商工会議所 若松サービスセンター行 FAX:093-761-2022

事業所名		業種	
住所	(〒 - ) 北九州市		
電話番号		FAX番号	
参加者役職		参加者名	
参加者役職		参加者名	
個別相談会の希望の有無(どちらかに○をつけてください)			希望する・希望しない <small>※申し込み状況によって、お待ちいただく可能性があります。</small>

※本申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、セミナー開催に係る受講者名簿の作成、出欠確認、セミナー運営等に関する目的でのみ使用します。

※新型コロナウイルス感染防止のため、会場では検温・手指消毒・マスク着用をお願い致します。